

第2予算審査特別委員会（第3日目）

H28.3.16（水）10：00～

第一委員会室

開 会 9：58

委員動静報告

委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員数は9名であります。全員出席しております。

これより本日の会議を開きます。

議案第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計予算

委員長

議案第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。

館部長

（議案第2号を説明する。）

原田課長

（議案第2号の詳細を説明する。）

委員長

それでは、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

清水

それでは、181ページ、国民健康保険税で、まず収納率がそれぞれ示されていますが、全体で93パーセント程度、医療費で93パーセント。残り7パーセントの方についてお伺いするわけですが、短期証の3カ月の更新のとり置きについては、現時点ではどれだけたっても受け取りに來ない場合に郵送しているのかということをお伺いいたします。

次に、資格証明書についても、かなり減ってきてはいるのですが、今年度の実績と新年度の見込みということで伺います。また、そういった方に対しては、保険料の減免または国保税法の猶予の条項がございますが、これにより減免した実績、また完納要件があるのですが、分割納付されている方に対しては猶予を実施していないということなのか伺います。

次に、182ページ、国庫補助金、特別調整交付金、右ページの下から3段目についてお伺いいたしますが、この中で、経営姿勢ということで、国が定める、例えば一般会計から繰り入れたら、それは経営姿勢がよくないとか、上限額を国の政令等を書いてあるよりも低く抑えたら、それは経営姿勢がよくないということで、国の言うことをよく守った場合に数千万円が交付されるという、いわゆる経営姿勢分というものが含まれているわけですが、あめとむちの制度のようなものですけれども、参考として、滝川市は優秀なほうなので、直近5年間で何回交付されたのか。予算では交付されるかどうか全然わからないということではありますが、金額についてもこの5年間の推移を伺います。

次に、196ページ、保険給付費で、市立病院の会計が年間5億円を超える医業収益減、入院患者でいうとマイナス15パーセント、外来でも5パーセントぐらいの減がほとんど確定に近い状況なのですけれども、国保のほうで把握している現年度分、何月までかはわかりませんが、把握している医療費の比較を入院及び外来について伺います。

次に、一部負担金減免というのもございます。いわゆる窓口減免、窓口支払い分の減免ですが、これについては、いい制度があるのになかなか使われていないということでポスター掲示等もされてきておりますが、減免件数や却下件数、金額、該当事由別分類、またポスターの掲示枚数や場所、効果は出ているかということをお伺いいたします。

最後に、基金ですが、今の時点ではよくわからないというのがいつもの答弁ではあります。そこで、基金の推移と一応年度末見込みをわかる範囲でお伺いします。

塩尻主任主事

短期証のとめ置きについてお答えいたします。保険証の更新は原則窓口交付としておりますが、更新手続に來られていない世帯につきましては、短期証の有効期限後1カ月半を経過した時点で一律に一斉送付している状況です。続きまして、資格証明書の発行実績についてなのですが、平成26年度は47世帯55名、平成27年度については37世帯42名分、平成28年度の見込みなのですが、25世帯予定しております。

大崎主査

私のほうからは減免の実績についてお答えいたします。国民健康保険法第77条につきましては保険料の減免であります。滝川市では保険税ということで賦課をしておりますため、同じく減免につきましては、地方税法第717条に基づき条例を定めているところでございます。実績につきましては、平成26年度は70件、平成27年度は現在までで48件となっております。

次に、完納要件の関係でございますが、分割納付についても完納と同様に取り扱っているところです。その実績につきましては、平成26年度は8件、平成27年度は現在までで4件となっております。

石原係長

私のほうから、先ほどの特別調整交付金の関係と医療費の推移についてお答えいたします。

まず、特別調整交付金の経営姿勢分につきましては、例年もらえるかどうかかわからないということで、当初予算には含めておりません。こちらの制度につきましては、特に健全な事業運営を行っていると評価された市町村に限り交付されております。滝川市の交付状況についてですが、過去5年間ということで、4回交付されております。内訳としましては、平成22年度に4,400万円、平成23年度に4,600万円、平成24年度に4,600万円、平成25年度は交付対象とならず、平成26年度に4,800万円となっております。

次に、27年度現年度医療費についてお答えいたします。27年度、一般の被保険者の医療費につきまして、基本的に被保険者が高齢化しておりますので、1人当たりの医療費は増加傾向にございます。平成27年度と26年度、3月診療分から10月診療分までですが、こちらのほうのデータがあるのですけれども、毎月北海道に提出しております事業月報によりまして、総医療費であります費用額の比較をしまして、一般の入院分で対前年度約3.4パーセントの減少、通院におきましては対前年度と比較しまして約8.1パーセントの増加となっております。

大崎主査

私のほうから一部負担金減免の実績等についてお答えいたします。一部負担金減免の実績につきましては、相談は2件ありましたが、申請に至った件数はゼロ件となっておりますので、実績はございません。

ポスターの掲示枚数、場所につきましては、災害や失業などで生活が困窮している世帯向けに、非自発的失業者軽減制度、保険料の減免制度及び一部負担金の減免制度を1つにまとめたポスターを窓口に掲示しているところです。また、パンフレットを配布することにより、制度内容についての周知を強化しています。ポスター掲示の効果もありまして、相談に結びついているものと考えております。なお、今後につきましても制度として活用できるものは活用し、潜在的需要の掘り起こしに努めていきたいと考えております。

寺嶋課長補佐

私からは基金の部分についてお答えさせていただきます。基金残高の推移につ

きましては、平成22年度末には約3億4,000万円ありましたが、それ以降は減少が続き、平成25年度末には2億1,400万円、平成26年度末には約1億4,800万円となりました。平成27年度末の見込みということですが、当初予算で約8,000万円、補正予算で約6,800万円を繰り入れておりますので、基金残高としましては、一旦なくなる形にはなります。ただ、これから調整交付金、医療費、税収が順次確定してくることもありまして、いずれも変動の幅が大きい要素でありますので、繰り返しになりますけれども、現時点で基金が幾ら残るということは申し上げられませんので、ご了承ください。

清 水

まず、資格証なのですが、かなり減ってきている、その要因について伺います。

特別調整交付金は何月に判明するのかということをお伺いします。

保険給付費については、入院で3.4パーセント減少。通院は8.1パーセント増というのは、これはいわゆる医療費総額ということだと思っておりますが、理由として高齢化を挙げられた。一方で入院については減少しているということですが、これは金額でいうと、仮にこのまま3.4パーセント、8.1パーセントということで年度末を終えると、先ほどの資料では入院とか外来という仕分けはなかったのです。予算書にもないのかもしれませんが、仮に先ほどのパーセントで終了したと仮定したら金額で幾らぐらいになるのかということをお伺いいたします。最後に、減免のポスター掲示について、窓口負担については相変わらずゼロなのですが、各医療機関の窓口、こういったところにポスターの掲示をお願いして張ってもらう、張っていくお考えについて伺います。

石原係長

私のほうから、まず資格証の発行枚数の減についてお答えいたします。資格証につきましては、税務課の収納担当とともに収納強化を実施しておりまして、収納率につきましても増加の傾向にあります。そういうようなこともありまして、結果として資格証明書の発行枚数の減につながっているものと考えております。

続きまして、特別調整交付金の経営姿勢分につきましては、こちらがわかる時期なのですが、例年3月下旬に空知振興局を通して、こちらに対象になるかどうかという通知がされます。

次に、医療費の状況なのですが、先ほど一般医療費、入院が減少で、通院が増加ということでお答えさせてもらっておりますが、この件につきましては、前回の補正予算協議で、このままいくと一般で約4,500万円程度不足が生じるということで補正予算に計上させていただいております。

金額については、通院とか入院とかという区別ではなく1人当たりで算定しておりますので、総体として4,500万円ということで補正予算を計上させていただいております。

大崎主査

私からは一部負担金減免のポスター周知の関係についてお答えいたします。現在は窓口に掲示しているのが現状でございますが、今後医療機関のほうへの掲示等につきましても進めていきたいと考えております。

清 水

医療費の推定なのですが、補正予算で療養給付費を増加させたということだと思っておりますが、26年度と比較して入院が3.4パーセントも減少している。ただ、通院が8.1パーセントですから、病院でも入院は通院に対してたしか倍ぐらいだったと思う。だから、トータルして通院がふえているので、増額だということなのですが、国保でも当然同じように、入院はこれだけ減

って、通院はこれだけふえるので、トータル4,500万円ということかお伺いします。

石原係長

先ほどの入院と通院の関係なのですけれども、今手元にある資料で、10月診療分まで、こちらの積算で前年と比較しますと、入院で大体医療費4,100万円ぐらいの減少になっているところですが、通院で約6,000万円増加になっております。これが今のところ8カ月経過した部分なのですけれども、これをもとに、あと1人当たりの医療費の増加、そういうものを総合的に含めまして、12カ月にした場合先ほどの額が不足するものと考えて、補正予算に計上しております。

委員長
三上

ほかに質疑ありますか。

特定健診の受診率の関係で質疑したいと思います。

まず、国保の第2期の特定健康診査実施計画では、平成28年度の目標、受診率については52パーセント、保健指導については50パーセントという目標を掲げておりました。ところが、その後にデータヘルス計画というのができて、今回設定するのが35パーセントということなのですが、これはどのようなことでこのようになってきているのか伺います。

次に、なかなか他の自治体から見ると受診率が低い。特に40代、50代が低いということなのですけれども、この具体的対策をどのようにされるのか伺います。

次に、前回無料になったということで24パーセント程度になったと思うのですが、今回は設定では35パーセント、約10パーセントほど上げております。その10パーセント上げることによって財政的な効果というのはどの程度あるのかということをお伺いします。

寺嶋課長補佐

まず、1点目の特定健診の計画についてなのですけれども、特定健診が始まった平成20年度当初は特定健診の第1期計画、その後につきましては第2期計画ということで、目標を立ててということで、国の指示で作成していただけたのですけれども、そのときに52パーセントという数字も出てきたのですが、その後、国の指針で、予防対策、保健事業対策を、より実質、実際の数字に近いもので行いなさいという指示がありまして、本来であれば目標52パーセントということであったのですけれども、当時の滝川市の実際の実施率、それと照らし合わせて、何パーセントが適当なのかということで見直しをしました結果、25年度につきましては25パーセント、26年度につきましては27パーセント、27年度につきましては30パーセント、28年度が35パーセントということで、より実績に近い数字での計画ということで見直したところです。

大崎主査

受診率が他の自治体から見て低いという関係についてお答えいたします。平成26年度の実績につきましては受診率が28.5パーセントとなっております。前年度比から4パーセント上がっております。そして、26年度の全道平均が26.1パーセントということで、26年度に関しては全道平均を上回った受診率となっております。

ただし、ご指摘のように、その中の受診率の部分として40代及び50代が低いというのは、現状その課題は確かにございまして、こちらのほうにつきましては、今年度補正予算で実施しました未受診者対策であるとか、保健指導による電話がけであるとか、受診勧奨のほうを進めて、受診率の向上に努めていきたいと考えております。

寺嶋課長補佐

先ほどの答弁で補足させていただきたいのですけれども、第2期計画からデータヘルス計画に変わりまして、目標はそれぞれの年度で立てていただけたのですけれども、

石原係長

ども、データヘルス計画というのは年度、年度で見直しをかけていくものなのです。ですから、その年の受診率を見て、さらにまたやり方を変えて、次の年の受診率を変更ということもあり得ますので、ご理解いただきたいと思います。私のほうから、特定健診の受診率向上に伴い、財政的な効果がどれくらいあるかというご質疑についてお答えいたします。こちらについては、現状で特定健診を受診された方の医療費がどれだけ下がったというデータがありません。新しくKDBシステムというものが稼働しておりまして、今後このシステムでレセプト、病院にかかった方と特定健診を受けられた方という情報が随時ひもづかれていく形になりますので、データヘルス計画が本格的に始まります平成30年度に向けては何らかの効果というのが出てくるかと思いますが、現時点ではまだ、データを随時蓄積している状態ですので、幾らの財政的効果があるかという数字までは出ておりません。

三 上

受診率のペナルティーという部分ではどうなのでしょう。例えば国で設定していますよね。何年度何パーセント、それを下回った場合のペナルティーというのがあるのかどうかというのが1つ。

それと、40代、50代はまだ働き盛りなのです。なかなか電話をしたりするということが実際に効果的なのかなと思いますけれども、具体的にこの辺の受診率向上のための手段というか、方策というか、対策というか、そういったことを伺います。

石原係長

まず、特定健診の受診率のペナルティーなのですけれども、こちらにつきましては、制度としましては、後期高齢者支援金、そちらを増額したり減額したりというような制度自体はありますけれども、市町村国保では適用されていません。協会けんぽなり社会保険、健康保険組合等についてはこういう仕組みが適用されているところですが、現在そういうところのペナルティーは市町村国保には直接はかかってきていないのですが、逆に受診率がよい場合につきましてはいろいろ評価をされて、場合によっては北海道から交付金をもらえたりするようなことはあります。

大崎主査

働き盛りの方に関しての勧奨部分ですけれども、もちろん現状の電話勧奨等に取り組むこともありますけれども、例えば人間ドックを利用している場合に、そのデータをいただくことによりまして受診率に含めることも可能でございます。そういった取り組みであるとか、あとは受診率の高い市を参考にしつつ、新たな取り組みを今後も考えていきたいと思っております。

寺嶋課長補佐

40代、50代の関係があったのですけれども、皆さんお勤めしていて、なかなか受けづらいという環境もありますので、休日に健診日を設けたりですとか、そういった形でも対応したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、質疑がないということですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認をさせていただきます。

以上で議案第2号の質疑を終結いたします。

この後の日程については後期高齢者医療特別会計ですが、所管の準備ができるまで暫時休憩いたします。

休 憩 10:40

再 開 10:46

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第5号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

委員長 議案第5号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

館部長 (議案第5号を説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

清 水 軽減率が9割、8割5分、5割、2割と4種類あるのですが、後期高齢者の場合、該当者数が多いのではないかと思いますのですが、軽減率ごとの人数とトータルの人数をお伺いいたします。

部長からご説明がありましたように、保険料や軽減の基準も、被保険者にとってはよい方向で若干改定されたと。ただ、対象者は皆さんご高齢ですので、通知しただけではわからないと思うのです。そういったことでこれまでもいろいろ苦労、工夫されてきてはいると思うのですが、各世帯への周知はどのように行っているのかということをお伺いいたします。

この特別会計はほとんどが歳入なのです。いわゆる療養給付は広域連合が行う。健診等、そういった地元で行うことについて歳出はありますが、実際の後期高齢者は滝川市の窓口で医療給付の関係から全てやっているのです。そういったことで、相談の中でどのような相談が多いのかということをお伺いします。限度額適用標準負担額減額認定証や高額介護合算療養費、葬祭費など、申請が必要とされることがかなりあります。被保険者が不利益を受けないようにどのような対応をされているか。

国民健康保険特別会計でもお聞きをしましたが、27年度の医療費で、わかる時点までの医療費総額の確定というか、その状況で入院と入院外について、26年度との比較でパーセントをまずお聞きいたします。それと、この会計では、滝川市民の医療費総額がここには載っていないのです。それで、医療費総額もお伺いいたします。できれば入院と入院外でお伺いをいたします。

橋本課長補佐 まず、軽減の人数の関係なのですけれども、予算積算上は7割、5割、2割しか出しておりません。なぜかといいますと、9割とか8.5割というのは特例の軽減でございますので、広域連合から示されている数字は7割、5割、2割でございますので、その数字でよろしいでしょうか。予算積算上は、7割軽減が3,671名、5割軽減が783名、2割軽減が662名となっており、総数は4,947名で、予算積算上は6,902名でございます。

石黒係長 保険料率改定の周知でございますけれども、周知につきましては、広報たきかわ、それから当初賦課の通知時に被保険者ごとにパンフレットを同封しております。また、広域連合におきましては、新聞、ホームページに掲載するなど周知を図っております。

続きまして、被保険者への対応ということで、後期高齢者からはどのようなご相談が多いかということと、また減額認定書、高額介護合算療養費、葬祭費の申請についてのご質疑につきましては関連性がございますので、あわせてご答弁をさせていただきます。

まず、限度額適用標準負担額減額認定書につきましては、交付歴があり、所得

情報が判明している方につきましては、被保険者証、1年更新になりますけれども、更新交付時に限度額認定書を同封しております。また、高額介護合算療養費につきましては、広域連合より対象者に申請の勧奨通知、それから申請書を同封し、ご案内をしております。また、葬祭費につきましては、死亡届の手続時にご案内文を渡しながらか説明をしております。そのようなことから、後期高齢者ということに配慮いたしまして、保険者から対象者に申請勧奨するものが多くございまして、ご相談といいますか、各種申請などのご記入方法のお問い合わせが多く、電話または窓口において対応をしております。

続きまして、医療給付の状況でございます。平成26年度10月までと平成27年度10月まで、一番直近でデータを持ち合わせているものでご報告をさせていただきます。平成26年度につきましては、3月から10月の8カ月分、入院の増減につきましては、26年度から27年度につきましては14パーセントの減となっております。また、入院外につきましては、26年度から27年度、12.6パーセントの減額となっております。

それから、費用のほうですが、26年度の入院につきましては28億9,139万62円でございます。また、27年度の入院につきましては28億6,675万6,970円となっております。また、入院外につきましては、26年度が10億2,737万3,440円となっております。また、27年度の入院外につきましては10億5,113万8,054円となっております。それから、各年度の医療費総額でございますが、各年度、26年度10月末、27年度10月末の比較でございます。26年度が51億4,473万7,202円、平成27年度が51億9,812万6,024円となっております。

清 水

最後に答弁いただいた中身なのですが、27年度末まで入院が0.85パーセント減、また入院外が2.31パーセント増という、この傾向が、3月から10月までということですね。ということは、2月まで続いたとしたら、1年間で医療費は総額幾らになると推定できるかと。先ほどの数字は、10月末までの数字ですね。26年度の3月から2月までのトータルをあわせてお伺いいたします。

それと、後期高齢者については、広域連合のほうから葬祭費等を申請してくださいということで行っていると思うのですが、実際どの程度、請求されている率が高いのか、それとも、お子さんだとかがいる方はちゃんとやっていると思うのですが、そういったことについて漏れている方がかなりいらっしゃるのかということについての把握はいかがですか。

橋本課長補佐

直接具体的に数字を調べているものはございませんが、基本的には死亡届を出されたときに必ず、市民課へ行って、次は年金へ行ってとか、順番で来ていただくようになっておりますので、少なくともご存じなくて申請していない方はいないのではないかと考えております。

あと、高額介護合算療養費の関係も言いましたけれども、高額療養費とか、そういう各種請求するものは、必ずご本人のところに通知が行きます。幾ら出ますから申請してくださいというような形です。それで、一度申請しなかったからといって次のときからは届けが行かないかといいますと、次のときも申請していなければまた行きます。これは広域連合から直接なのですが、市を経由してはいないのですが、そういう形で申請されるまで、高額療養費が発生したときは、ご本人のご自宅に勧奨というか、申請したらこれだけお金が戻るといってお知らせが行きますので、ほとんどの方が申請なさっていて、一度申請いたしますと、あとは自動的に、その都度請求しなくてもご本人の指定

口座に振り込まれるような手続になっておりますので、正直、漏れている方が何名いるかというのは把握しておりませんが、ほとんどいないのではないかと考えております。

あと、引き続き医療費の関係なのですが、大変申しわけございませんが、広域連合のほうに確認しましたが、決算数値その他はホームページ等で数字は押さえているのですが、各月ごとの数字は押さえておりませんので、申しわけございませんがわかりません。

石黒係長 まず、26年度の確定でございますけれども、医療費、給付費総計が75億9,763万789円でございます。それから、今ご質疑ありました平成27年度末の予算上の見込みでございますけれども、72億9,743万6,364円で推計をしております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、質疑の留保はなしと確認させていただいてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 そのように確認させていただきます。

以上で議案第5号の質疑を終結いたします。

本日まで3日間質疑を行ってまいりましたが、総括質疑への留保は、土地区画整理事業における現時点での工業地域の整備の必要性について、これは土地区画整理事業の関係であります。議案第29号においては、指定管理業者の維持管理に係る業者発注の適正な方法について、この2点を総括質疑への留保質疑と確認したいと思いますが、2件と確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 そのように確認をさせていただきました。

市長に対する総括質疑及び討論、採択については、日程の都合により午後1時から行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休 憩 11:07

再 開 12:58

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総括質疑

委 員 長 これより市長に対する総括質疑を行います。その前に今後の会議の進め方についてお諮りをさせていただきます。

市長に対する総括質疑終了後、10分程度の休憩をとりまして、討論等の取りまとめをしていただいて、後、討論に入っていきたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、この後の進め方はそのように進めさせていただきます。

それでは、市長に対する総括質疑を行います。審査の過程で特に留保された事項に限りまので、ご承知おきます。

それでは、質疑留保を行いました清水委員。

清 水 それでは、総括質疑を行いたいと思います。

今の時期においては、工業地域を新たに整備すると、既に指定されておりますので整備ということになりますが、その必要はないと考えます。また、戸建住

宅やアパート、福祉施設、学校や店舗等が仮に区画整理後に建てられたとしても、この場所でなくても建てる場所は幾らでもあるのではないかと思います。空き家、あるいは事務所、工場もどんどん減っているわけですから、こういう中で造成の必要はないと。そういう点でこの事業は中止すべきと思いますが、市長のお考えを伺います。中止すべきということについては主ではないです。最後のものは取りまして、工業用地としての整備ということにおいては必要性がないということについて、市長のお考えを伺います。

市 長

現在整備を進めております西二号通り、コンパクトな都市づくりを支える、交通体系の環状線として位置づけられた重要な幹線道路であると思います。地域の生活を支える道路として、交通の円滑化、交差点の安全確保を図ることが本事業の最大の目的であります。将来の滝川市の道路網全体において重要な役割を果たすものという考えのもとにこの事業を進めてきております。

本地区は大部分が工業地域という用途でありますけれども、工場だけに限らず、さまざまな土地利用が可能であります。幾つかの土地に区割りされることから、多様な形態で土地利用が図れるということになると思いますが、これは道路整備との相乗効果を期待して申し上げていることであって、土地利用が目的の事業ではございません。

また、この土地区画整理事業は、地権者の皆様のご負担をいただくことをご理解の上に、事業に対して合意を得て進めております。将来の滝川市の発展のためにも、ご理解をいただいた地権者の皆様のためにも、先送りする事業ではなくて、進めていかなければいけないと考えております。

以前からもお答えしていると思いますが、今ここでこの事業を中止ということになりますと、今後の街路事業、また交付金事業の採択等に影響しかねないという問題を含んでおります。これがひいては滝川市民の皆様方にとって将来不利益になることも考えられることから、これは進めていかなければならない事業と考えている次第でございます。ぜひともご理解をいただきたいと思います。

清 水

市長から全面展開の答弁が出てまいりましたので、私は全面展開で質疑をする気はございませんでしたが、直接的に工場地域としての整備の必要はないのではないかとということについては直接のご答弁は避けられたので、主目的は道路や都市計画、また今後への影響だということを述べられましたので、その点について私も再質疑せざるを得ないということですので簡単に申し上げますが、そもそも都市計画において3丁目通りを道道に昇格させる。そして、その後その拡幅及び最大数十億円かかると言われる立体交差をやって、環状の真四角というか、それができ上がるという構想、この構想そのものが時代に合わないという市長は決断すべき時期に来ているのではないかと思います。

地権者の問題や、また将来的な交付金への影響については、それを言っている事業の見直しは基本的にできないと思いますので、私は1点、主目的である都市計画を推進すると。一昨年度か、都市計画マスタープランが改定されましたが、改定後の都市計画についてそのまま遂行していくということでは時代に合っていないのではないかと思いますので、市長の考えを伺います。

委 員 長

清水委員、ただいまの質疑ですが、質疑を留保した案件は、くどくどは申し上げません。以上のようなことでございます。それで、ただいまの質疑は、実は先日の土地区画整理事業特別会計の議論の際に、3丁目通りからの都市計画道路の件については建設部長のご答弁を一度いただいておりますので、その過程に

清水
委員長
市長

において質疑を留保するというお話ではありませんでした。ですから、本来であれば私はこの質疑については認めたくありませんけれども、ただいまの市長の答弁の中でもそのことが触れられましたので、この再答弁だけで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長のお計らいに感謝をいたします。

再答弁をお願いします。

ただいまの清水委員の再質疑にお答えをさせていただきますが、いろいろと考え方はあろうかと思えます。いつかそのように見直さなければいけない時期も来るのかもしれませんが、現時点において私は、今の事業を進めることが、より滝川市民の皆様方の利益につながるという考えを持っております。

この事業は、コンパクトシティとの中で、駅前広場の問題、また3-3地区の開発問題ともリンクしている、関係しているところもあるものですから、現時点で見直すことは必要はないと思っておりますが、今後さまざまな時間を経ながら、経済状況の変化ですとか、さまざまな事情の変化があろうかと思えます。その時点では考えさせていただきたいと思うときもあるかもしれませんが、現時点では私は見直す考えはございません。

委員長

以上で、土地区画整理事業特別会計の総括質疑については終了します。

清水

それでは、議案第29号関係の質疑を求めます。

この総括質疑は、指定管理者に行わせるものとするという議案第29号、この中で、維持管理の業務がほとんどの内容だということで、その維持管理の中に修繕を初め、恐らく1億円近いと思われる業務がありまして、これは指定管理者が直営でやられるもの以外が大半だろうということで、その発注の仕方、それについて市長に質疑をしたいということで留保したものです。

そこで、千歳市は直営でやっていたときと指定管理者がやるときにおいて、直営でやっていたときは公平だったけれども、指定管理になったら業者に偏りができる、あるいは受注単価が下がるということがないように、千歳市の直営時代の方式をそのままやらせています。この内容は、市に登録をして、市の単価で契約を結ぶわけですから、指定業者には全くメリットはないのです。もしそこでメリットがなければ、指定管理業務そのものが全体に成り立たないぐらいのウエートがあるということで、そういうふうにな千歳市方式、あるいは偏りや受注、発注単価が下がるということがないようなものだけであれば、指定管理にするメリットがないと、意味がないと考えるものです。

そういう点で、この状態で4月以降の内容で詰めていかれるということだと、これまで仕事をしていただいた業者の方々に不満が出る、そういう問題が起きるのが今の想定ではないかと思えます。わかりづらいと思えますので、解説しますと、つまり千歳市方式でやると、業者にメリットはないのです。次長のご答弁では、千歳市方式ではやらないけれども、偏りや発注単価を下げることはしないと、思いは同じだと述べられたのです。だとすれば、指定管理者にそこでメリットがないから、指定管理業務自体は成り立たない。そういう指定管理の枠で条例を提案されたということであれば、答弁されたように、偏りや受注価格が下がるということがないということではなくて、偏り、そして受注価格が下がるということが実際に起きる懸念が非常に高いと思えます。そういう点で、千歳市のような方式、これを行うことについての市長のお考えを伺います。

委員長

質疑の趣旨が私の理解と違うのですけれども、要するに、簡単に言えば、千歳

市のような登録業者方式を採用するお考えがあるのかないのか、そういう月別の報告書などでチェックすると言ってきた今までの次長の説明では納得できないので、千歳市方式の登録業者方式を取り入れる考えはないのかという質疑だったと思うのですが、違いますか、清水委員。そういう質疑だそうでございますので、よろしくお願いいたします。

市長

それでは、清水委員の総括質疑にお答えを差し上げますが、今のご質疑と留保した際のでは違うように聞こえたものですから私も戸惑っていたのですが、千歳市の制度がいいだろうというお考えはわかります。それぞれの市で、よりよい制度を考えて導入されているのですから。

しかしながら、今清水委員がおっしゃると、それは単価が下がって、業者は何もメリットがないということでしたから、それでは千歳市の制度は、私どもは取り入れる必要はないのかなと思います。メリットがないのですよね。そう言いませんでしたか。そのことは私の誤解かもしれませんが訂正をさせていただきますけれども、そういう意味では、私どもは業者の偏りや発注経費の抑制につながることをないように、モニタリングを実施して、確認をして行うということで、皆さん方にメリットがあるように行っていきたいと考えております。また、公募の段階におきまして、物品購入や修繕の再委託ということにつきましても、市内企業を活用するようにしっかりと要請をして行っていきたいと、そのように思っております。そのことによって指定管理をするメリットが生まれると確信をして、提案をさせていただいておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

清水

千歳市方式というのは、要するに指定管理になっても、これまでどおりの入札が行われるという、入札とは限りません。契約が行われるということなのです。つまり、指定管理業者がいろんなやり方を考えるかもしれませんが、そういうことではないと。市のやっていたとおりだと。

ある指定業者が受注したとします。滝川市直営時代のように偏りのない発注をしてくださいと、あるいは価格もこれまでどおりのものを守ってくださいと言っても、市と同じような契約方法をとらない限り、企業である以上、最初の1年や2年はわかりません。しかし、年数がたつに従い、企業グループもいろんなお付き合いもあると思います。しかも、早くやろう、また業者を育てようとすると、特定の業者に偏ったり、場合によっては元請と下請の関係などによって、価格はこれで我慢してくれと、どんどんそういう方向にいつてしまう可能性は私はあると思います。それを、いわゆる継続的なモニタリングによる、指定管理業者がどういうふうに出注しているのかということを報告書等でつかもうとしても、それは難しい。ですから、システムの、指定管理する段階で、こういった契約をしようと定めないと、そういう目的が達成されないということをおっしゃりたいのです。その一つが千歳市方式なのです。そういう滝川市に近いような契約の仕方を指定管理になってもする必要があるという、今の私のこういったことが考えられるのではないのかという例を出しての質疑の中で、市長はどのようにお考えでしょうか。

市長

そういう業者を選ばないようにしっかりと公募したいと先ほどはお答えしたつもりでおりますし、千歳市以外の他の自治体、北海道においても滝川市が今考えているのと同じ手法を行っております。それで問題等が起きていないということも聞いているわけございまして、モニタリング等をしっかりと行えば、

それは大丈夫だと思いますし、業者の皆さん方にもご理解をしていただけるものと思っておりますので、私はこの手法でよろしいという判断をさせていただきます。

清 水

私は、市営住宅の指定管理化については、これまでと全く違う内容になると思っています。これまでは、例えば1億円で指定管理をすると、その中には、他の業者に発注するウエートというのは、恐らく1割もないと思うのです。数パーセントだろうと思うのです。ところが、今回は、試算してみましたけれども、8割以上が発注業務なのです。つまり、市営住宅の指定管理化であると同時に、発注業務の指定管理化なのです。ですから、こういう指定管理をする場合には、相当慎重な内容づくりが私は必要だと思います。そういう点で、これまでの指定管理とは違うというご認識についてお伺いしたいと思います。

委 員 長

質疑は許しますけれども、これがまたどんどん広がっていくことになると思括質疑の留保の枠を越えてしまうので、よろしくお願いします。

市 長

再々質疑でございますけれども、超えていくということは、どこまでお考えかわかりませんが、私は、他の自治体で何ら今問題がなく、そのような管理が行われている。道営住宅においても他の自治体においてもそのように行われているという現状で、しっかりと公募を行い、モニタリングを行って、私どもの考えをご理解していただいた方々に指定管理をしていただければ、住民の皆さんにとってもしっかりとした管理を行っていただけるという自信のもとにこの手法でよろしいと判断をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委 員 長

以上をもちまして市長に対する総括質疑を終了し、全ての質疑を終結いたします。

それでは、ここで13時25分まで休憩といたしまして、13時25分に再開し、討論に入ります。休憩します。

休 憩 13 : 19

再 開 13 : 26

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論

委 員 長

これより討論に入ります。

討論順序につきましては、初日に決定しておりますとおり、会派清新、会派みどり、新政会、公明党、日本共産党の順となります。

最初に、会派清新、荒木委員。

荒 木

私は、会派清新を代表いたしまして、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号並びに関連議案3件の全てを可とする立場で討論いたします。

アベノミクスにおける金融・財政政策の恩恵や効果を受けることが論理的にあり得ない地方の経済的な疲弊状況や、予測より加速的に進む高齢化・人口減少の中、自治体財政は悪化の一途をたどっていると感じています。各会計予算編成においても、私たち議員が想像できないご苦労があるのが実態だというふうに思われます。このたびの予算編成に当たられました市理事者、担当職員の皆様に改めて敬意を表しますとともに、新年度に向けて諸課題に対する一層の取り組み強化をお願いいたします。

以下、2点について若干の意見を述べます。

1つ目、病院事業会計。平成27年度の収支が厳しいものになることがほぼ確定的な状況となっています。原因としては、人口減少や医療需要の多様化など複合的にさまざまな要因が考えられますが、根本的には医師の患者に対する極めて不適切な対応問題による患者離れが大きいと思っています。意見箱による苦情や窓口等での訴えに真摯に対応されている現状は認識しておりますが、潜在的に病院関係者に届いていない患者に対する医師の非常識対応は想像以上に多いだけではなく、高齢者の集会や子供を抱えている親の間でも、誰かが市立病院の医師に関する話題の口火を切ると、事例を紹介し合い、さらに悪い情報が市内に流出する悪循環を生んでいます。

これはもちろん主観の域は越えませんが、赤字原因、患者離れの責任は、医師の患者対応と監督責任者である病院長にあると考えます。新年度に向けては、派遣医師が入れかわる時期と重なることから、着任医師には病院長から接遇に対する直接的な助言と協力を要請することを求めます。また、質疑において、複雑化する社会情勢を踏まえ、医療施策を含む病院方針に本庁サイドの意向を取り入れるべきではないかとの私の考えに対し、病院長より、そのことを望むとの趣旨の答弁がありました。病院改革に当たっては、病院長をトップとする医療職中心の病院上層部のみでの計画策定ではなく、市長部局の積極的な関与を望みます。

次に、議案第29号、滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例に関してです。公営住宅の指定管理化に向けた新たな取り組み方針を支持いたします。しかし、実施に向けてはさまざまな障害が予想されます。新たな住民サービスのあり方と充実に向けて、平成29年4月実施を目途に諸課題整理に向き合っていただきたい。場合によっては施行日の延長を含め、慎重な協議と対応を求めます。

以上、討論といたします。

委員長
渡 邊

それでは次に、会派みどり、渡邊委員。

それでは、会派みどりを代表いたしまして、本委員会に付託されました平成28年度の議案第2号から第8号の7件並びに関連議案第9号、第27号、第29号の3件について、以下、若干の意見を付して、賛成の立場で討論を行います。

各特別会計及び企業会計においては、一般会計からの繰入金により収支のバランスをとる形となっていますが、それぞれの会計においては、さらなる健全な経営感覚を身につけていく努力が必要だと思えます。

国民健康保険特別会計。不納欠損、収入未済額のさらなる減少に努められ、基金の繰り出しについても十分に検討し、安定的な運営を求めます。さらに、市民の健康増進を図る事業として、特定健診のPRの充実に努めるようお願いいたします。

公営住宅事業特別会計。指定管理導入によるメリットを生かした住みよい環境を提供することで、家賃滞納の防止につなげ、さらに徴収強化に努められたい。

介護保険特別会計。第6期介護保険事業計画を広く市民に周知し、早期の包括ケアシステムの構築を目指すに当たり、市民が利用しやすい介護事業としていただきたい。

土地区画整理事業特別会計。滝川市都市計画マスタープランの推進とともに、都市交通の円滑化と周辺地域の土地利用の促進に必要な事業としていただきたい。

委員長
本間

後期高齢者医療特別会計。認知症対策への取り組みは評価いたします。さらに予防医療の推進と適切な対応、情報の収集に努め、健康診査、疾病予防100パーセント達成に努力されたい。

下水道事業会計。日々の点検、調査を計画的に行い、設備の長寿命化を図り、将来の設備更新に向けての資金の内部留保に努められたい。

病院事業会計。病院改革プランを早期に策定し、健全経営を確立することが急務であり、その各種改善に向けた対策を講じるよう積極的に取り組んでいただきたい。また、医師、看護師の確保に努め、さらなる周辺地域医療機関との連携強化を求めます。

以上、会派みどりの討論といたします。

それでは次に、新政会、本間委員。

新政会を代表し、平成28年度第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号まで、関連議案第9号、第27号、第29号の全てを可とする立場で討論いたします。

滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略と滝川市財政健全化計画をスタートする平成28年度予算は、今後の市政にとって重要な予算であります。人口減少と少子高齢化という課題を抱えながら、まちの成長力を確保し、市民サービスを維持することは容易ではありません。予算を有効かつ適切に執行することを強く望むと同時に、予算を執行する際に、問題点を抽出し、改革すべき点を見出し、実行していくことが持続可能なまちづくりにつながると確信しています。議案第3号、滝川市公営住宅事業特別会計予算及び議案第29号、滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。市営住宅の指定管理が提案されたことは、コストダウンとサービスの向上を目指すもので、一步踏み出された建設部の皆さんに敬意を表します。指定管理者の選定まで、抜かりない準備をよろしく願いいたします。

議案第8号、滝川市病院事業会計予算について。2月8日、厚生常任委員会に提出された平成27年12月時点の経営状況は衝撃的な内容で、さらには予算委員会での答弁は、2月末時点でさらに悪化しておりました。そのような現状にもかかわらず平成27年度と同額程度の予算提案になっていることは、収支バランスをとるために徹底的な支出の削減を選択した場合、医師の確保を初め、今後の病院経営に悪影響を及ぼしかねないことから、医業収益を確保すること以外に収支不足解消の選択肢はないとの判断だと思います。

しかしながら、現時点でその解決に向けた具体策は示されておられません。外来の減少率より入院の減少率が著しく大きい原因と解決策さえも明確に示されませんでした。滝川市立病院改革プランを早期に策定する旨の説明がありましたが、これ以上の収支不足から資金不足に至ることは許されず、具体的な改善策についての切実なる議論をお願いすると同時に、その進捗状況を逐次議会に報告していただく必要があると思います。

高等看護学院のあり方については、5,000万円もの一般会計の負担をしながら、滝川市立病院に平成27年度就職した卒業生は22名中15名で、7名は他に就職している現状は、滝川市立病院の看護師確保に向けた一般会計の執行という側面があることと資金の流出という観点から、納得できるものではありません。学生への直接給付など、変革に向けた議論を進めていただくようお願いいたします。

委員長
三上

最後になりますけれども、市立病院会計の資金不足回避を初め健全な特別会計の推進は、滝川市の財政健全化に向けた絶対条件であることを認識していただき、職員一丸となって取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、討論いたします。

それでは次に、公明党、三上委員。

公明党を代表しまして、第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号まで並びに関連議案に対しまして、賛成の立場で討論いたします。本年は、滝川の将来を見据えて策定されました滝川市人口ビジョンと滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に進めていかなければなりません。そして、厳しい財政状況を克服するための財政健全化へ向けての取り組みも同時に進めていかなければならないという重要な1年でもあります。このような中、予算編成を進めてこられました市理事者、職員の皆様に敬意を表するとともに、明るい未来へ向けての着実な1年とするために、以下、若干の意見を述べさせていただきます。

国民健康保険特別会計。特定健康診査、特定保健指導の実施率向上とデータヘルス計画に基づいた的確な運営に努めていただきたい。

公営住宅事業特別会計。万全な準備で指定管理者の選定に臨んでいただきたい。

介護保険特別会計。2025年の地域包括ケアシステム構築へ向けて、これまで以上に地域、市民、行政の協力体制を確立していただきたい。

病院事業会計。医師、看護師を含む全職員の就業環境の向上に努めるとともに、待遇向上に努めることが経営健全化への第一歩であるとの共通認識に立ち返っていただきたい。

以上であります。

委員長
清水

それでは最後に、日本共産党、清水委員。

私は、日本共産党を代表し、第2予算審査特別委員会に付託された議案第6号、土地区画整理事業特別会計予算及び議案第29号、滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を否とする立場で、また議案第2号から第5号まで、第7号、第8号の会計及び議案第9号、第27号を可とする立場で討論を行います。

まず、土地区画整理事業特別会計についてです。泉町土地区画整理事業の凍結・中止を判断すべきと考えます。まず、本事業は、自衛隊駐屯地正門前から西二号通り、直線部310メートルの拡幅改良、そして曲線部452メートルの新設で西二号通りのクランクを解消し、つなげること及び9.5ヘクタールの荒れ地を整地するものです。総事業費は、特別会計で3億9,000万円のほか、下水道事業会計、中空知水道企業団など受益者負担分を加えると4億3,000万円を超えます。反対する理由は以下の点です。

1点目、都市計画に基づき拡幅とクランクの解消をすることは、都市計画自体が見直されたとはいえ、3丁目通りの踏切の立体交差などを含み、時代に合わないということです。

2点目は、用地のうち8.1ヘクタールは工業地域です。今、工業地域の整備に税金をかける優先度は低いと考えます。流通団地や中央工業団地は更地が数パーセントしかないと言われますが、売りに出されている跡地はかなりの広さになると思います。また、工業団地ではない工業用地も、滝新橋に直結する中島町など豊富にあります。

3点目は、工場以外の住宅や店舗も建てられるといいますが、市内の空き地はふえる一方であり、時代に逆行しています。

4点目は、保留処分地6,700平米、3,100万円分も売れ残る可能性が高く、市の普通財産になる可能性が高いこと。

5点目は、街路灯の設置や維持費を地元町内会が負担する保証はなく、それまでは真っ暗な安心できない道路となります。新たな除排雪など維持管理費もふえます。

6点目は、市の財政危機回避のため、公共施設整理、統合を10年間集中的に行い、学校の建てかえ、大規模改修を先延ばしにし、財政健全化計画を実施しても、財政調整基金は5億円しか確保できない状況です。さらに、市立病院の医業収益は27年度5億円以上減少し、留萌や深川が経験した職員人件費カットを初めとした一般会計からの繰り出しの可能性も高まっています。

次に、議案第29号についてです。市営住宅の維持管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする内容です。指定管理に移行するための制度的な検討が不十分であり、時期尚早と考えます。理由は以下のとおりです。

1点目、維持管理の大半を占めるものは修繕と設備管理です。28年度予算から見ても6,000万円、これに委託料を加えた1億円近い金額が、指定管理者に発注権限が移ります。これまで市は、設備、建築、電気、建具、塗装、板金、造園土木、内装、左官など9種39社に直接発注、10万円以上は見積もり合わせて発注していました。また、エレベーター点検や雪おろし、シルバー人材センターへの退去時点検などを含む委託も10社近くに達すると考えます。これらを、指定管理後は、自社で直接行うか、指定管理者の権限で発注することになります。これらが指定管理に変わることで、発注先に偏りができたり、発注単価が減額することは絶対に避けなければなりません。これを保証する方法として、千歳市方式を示して、ただしましたが、モニタリングと報告書によるチェックにとどまりました。これでは実質的には発注の完全自由化につながります。市営住宅の指定管理化は、毎年約1億円の発注の指定管理化です。この点で検討が不十分では、条例改正に賛成することはできません。なお、可決されたとしても、7月から公募、11月には仮協定を締結するスケジュールの前に、千歳市方式を参考に、発注の指定管理化のあるべき姿の検討を求めます。

2点目は、指定管理化による民間雇用の安定と市場の活性化を挙げています。しかし、家賃決定、入居者決定に伴う業務のほとんどが残り、徴収業務も残ります。その結果、現在の職員5人体制のうち、指定管理への移行は2名程度、嘱託職員報酬も1名程度と考えられ、1,500万円程度が予想されます。管理費、諸経費合わせても2,000万円程度ではないでしょうか。これで技術職員の担っている業務や事務所費、市との調整業務、市営住宅法や個人情報保護、守秘義務などのコンプライアンス研修指導などもあわせて指定管理者が経常利益を出そうとすると、待ち受けているのは同一労働の低賃金化です。市営住宅の指定管理化は、道営住宅の場合、地元企業が手を挙げられない事例が多いようです。また、市町村の先行事例も10万人以上の5市にとどまっています。民間側でもスケールメリットがなければ受けられない事業ということと考えます。

他の会計予算について意見を述べます。

まず、国民健康保険特別会計予算についてですが、日本共産党は長らくこの会計予算を否としてきました。その理由は、滞納者に対する行き過ぎた差し押さ

え及び二重罰と言える資格証明書の多数の発行です。しかし、滞納徴収については、年金、児童扶養手当などに対する差し押さえ基準を参酌するようになり、ほぼ解消されたと評価しています。資格証明書については、26年度実績47世帯から37世帯に減少しました。被保険者数減少を上回る減少であり、評価するものです。今後については、資格証明書のために、また短期証が届かないために医療を受けられないことがないように、さらなる配慮ある徴収対応を求めます。下水道事業会計について。平成32年度までの収支計画が示されました。そこでは、31年度から建設改良費の起債のうち、毎年度約1億5,000万円を現金にかえる計画や、分流管の清掃サイクルの短期化、調査費、修繕費を現状より増額しています。それをしても年度末現金残高は現行水準を維持する計画です。これは、会計に余裕が出ている可能性を示しています。また、分流式は耐用年数50年をこれから迎えますが、50年たったら定期的に全て交換するかどうかは、十分検討しなければなりません。下水道会計は、下水道料金と社会資本総合交付金、交付税によって維持されており、下水道料金が占める割合は45パーセントです。今の計画の起債の現金への多額振りかえは、これまでの世代間による負担の平準化を考慮するならば、抜本的な計画と市民への周知、審議会や議会での議論が必要です。

一方、基本水量未満の利用者負担が家事系36パーセント、事業系60.4パーセントであることが示されました。抜本的な料金を含めた事業計画をつくる前に、不公平は改善が必要です。この点で、下水道使用料に対する異議申し立てについての答申と、常任委員長報告で指摘された、使用実態に即した公平性を感受できるよう、家事用、業務用の用途区分や業務用区分の使用水量別の料金体系の見直しの検討が必要と判断した議会の意思を重く受けとめ、早急に不公平部分解消に限った料金見直しに取りかかることを求めます。

市立病院事業会計。患者数が26年度に比べ、入院で約15パーセントの大幅減、通院は約5パーセント減少し、医業収益は単年度で約5億円減収の見込みです。これにより、年度末の内部留保資金は2億円程度まで減少する見込みとなりました。道内他市で医師不足による公立病院の赤字はありますが、医師数はほぼ確保されており、患者数減少の原因究明が経営改善に不可欠です。

本日行われた国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の審査で、国保では27年10月末時点での累積医療費総額が入院で3.4パーセント減、入院外で8.1パーセント増であることがわかりました。この率で推移すると仮定した場合、医療費総額は入院で約6,000万円の減、通院で約1億円の増となります。また、後期高齢者の医療費は、同じく10月末までの前年度比較で、入院が0.8%減、通院が2.31%増です。年度末を推定すると医療費総額は入院で約4,000万円減少、通院で4,000万円の増額です。あくまでも途中経過からの単純な計算値ですから、実態とどの程度合致しているのかはわかりませんが傾向としては、滝川市民の入院がやや減少しており、通院は少し増加しているとは言えるのではないのでしょうか。

また、毎年の増減が激しいことも、これまでの経過から明らかです。本予算が入院、通院ともに前年度と同人数で立てられたことは適正と考えます。また、内科、眼科の常勤医がふえ、小児科で平木副院長が退職後も嘱託で勤務していただけることに敬意を表するものです。また、神経内科の出張外来の開設や技術系職員の採用増など、信頼される病院づくりを評価します。なお、各市の公

立病院が突然の医師不足によって厳しい経営となる中、滝川市としても市立病院が今後大きく変化することに対する、しっかりと対策を立てる市政運営を求めます。

次に、介護保険特別会計です。まず、27年度から始まった改正によりまして、幾つかの大きな変更があります。そこで、3点指摘をしたいと思います。

まず1点目、特定入所者介護サービス費、これについては、滝川市の場合、548人から、課税か非課税かの証明、また預貯金の通帳のコピーの提出を求めるものになっています。これらは、家族と入所されているご本人に対する大きな負担になっています。この進め方は市町村に任されているということですから、入所者や家族に対する負担が減少する方法での進め方を求めます。

次に、地域支援事業の中に介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。今後、事業費不足でサービス低下にならないよう十分な対策を求めます。なお、サービス低下が懸念される場合は、議会に迅速に報告するなどの対応を求めます。

後期高齢者医療制度につきましては、この制度の被保険者が75歳以上という中で、限度額適用認定証、標準負担額減額認定書や高額介護合算療養費、葬祭費など各種申請を要することについては、繰り返しそれが実行されるまで申請することを求める内容を郵送しているなど、対応をしていることが示されました。今後も被保険者の立場に立った行政の執行を求め、討論といたします。

以上です。

委員長

以上で討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理して3月25日までに事務局へ提出をお願いいたします。

採決

委員長

それでは、これより採決を行います。

反対討論のありました議案のうち、先に

議案第6号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算
を挙手により採決いたします。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手多数であります。

よって、本案は可とすべきものと決しました。

次に

議案第29号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正
する条例

を挙手により採決いたします。

本案を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

挙手多数であります。

よって、本案は可とすべきものと決しました。

次に、残りの

議案第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第4号 平成28年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第5号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第7号 平成28年度滝川市下水道事業会計予算
議案第8号 平成28年度滝川市病院事業会計予算
議案第9号 平成28年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について
議案第27号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例

の8件を一括採決いたします。

本案をいずれも可とすべきものと決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告書につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

挨拶

委員長
市長

この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。
それでは、第2予算審査特別委員会が閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げる次第でございます。

柴田委員長、山本副委員長初め委員各位におかれましては、本日までの3日間精力的にご審議賜りまして、まことにありがとうございました。ただいまいずれも可とお認めいただいたことに感謝申し上げます。

ただいま討論でさまざまな意見を頂戴いたしましたわけでございますけれども、特に病院事業会計におきましては、大変心配をいただいていると思っております。私どももこれから病院側としっかりと連携をとりながら、改革プランの早期策定をするなど健全経営に向けての努力をしてまいり所存でございますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。また、寄せられましたさまざまなご意見につきましても、今後の予算執行に生かしながら進めてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。
以上申し上げます、閉会に当たってのご挨拶とします。まことにありがとうございました。

委員長

一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。平成28年度の各特別会計予算、関連条例案、いずれも可とすることで決定をさせていただきました。この3日間、委員各位におかれましては、議事進行に特段のご配慮を賜りましたことを改めて心からお礼申し上げますとともに、市理事者、そして説明員の方が適切な説明を行っていただきましたことに改めて私の立場からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

28年度の予算がこの金曜日に決します。今後、議会と市側がしっかりと手を結び合って、新たな未来に向けて強く市政を推し進めなければいけない、このように考えております。人口減少社会に備える第一歩としての28年度予算の審議でありました。本当に皆さんのご協力をいただいたことを重ねてお礼を申し上げ

げて、委員長、副委員長退任のご挨拶にかえさせていただきたいと思います。
本当にありがとうございました。

以上をもちまして第2予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 14:00